

第 2 部 令和 4 年度の主な施策の状況

1 香川の環境を守り育てる地域づくり推進事業

本県の恵まれた環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があり、そのために「かがわ里海大学」や「みどりの学校」といった幅広い環境分野における学びの場で、環境保全に取り組む人材を育成するとともに、多くの方を学びの場への参加につなげるため、「かがわ未来へつなぐ環境学習会」など「きっかけづくり」の機会の提供にも積極的に取り組むほか、県民の環境保全活動の促進を行っています。

また、多くの県民に環境保全に関する活動や行動に興味を持ってもらえるよう、さまざまな環境分野の情報を発信しています。

《令和4年度の主な取り組み》

ア) 「かがわ未来へつなぐ環境学習会」の開催

県内のさまざまな環境保全団体や企業などが一堂に会し、自然環境から生活環境、地球環境に至るまでの幅広い環境分野について、工作や実験、パネル展示などの体験学習を通じて、来場された方に環境への関心を高めてもらう「きっかけづくり」として「かがわ未来へつなぐ環境学習会」を引き続き開催し、環境保全活動への参加を促進します。

また、市町とも協力・連携して、誰もが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるような学習機会の提供に努めます。

イ) 環境地域づくり情報発信事業

多くの方に、環境保全に関する活動や行動に興味を持ってもらえるよう、県内で実施された環境保全活動などの特集記事の掲載に併せて新聞紙面広告を掲載し、「かがわ里海大学」などの「学びの場」や「かがわ未来へつなぐ環境学習会」など「きっかけづくり」となる取り組み等に関する情報発信を行っています。

また、Twitter「かがわの環境～未来へつなごう！きれいなかがわ～」などSNSを活用して、環境教育・環境学習などの環境に関するイベントや環境保全に役立つ情報などを発信しています。



▲Twitter「かがわの環境」トップ画面

ウ) 地域における環境学習の推進

多くの方が環境学習に参加できるよう、県民に身近な場所である市町の生涯学習センターや図書館などで環境学習講座を実施するとともに、地域において環境学習や環境保全活動に率先して取り組む人材を育成するため、「かがわ省エネ・3Rスクール」の修了生が実施する講座等を支援しています。



▲綾川町立生涯学習センター

エ) 学校における環境学習の推進

学校における環境教育を支援するため、本県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の利用促進に向けた普及啓発を行うとともに、県職員等を学校に派遣し環境の出前授業を実施しています。

2 県民総参加のみどりづくり事業

《令和4年度の主な取組み》

ア) 「みどりの学校」運営事業

「みどりの学校」は、県民の皆様が気軽に森づくり活動へ参加いただける「学びの場」として、県と森林ボランティア団体等の協働により、みどりや森林に関するさまざまな講座を県内各地で実施しています。

県が実施する体験、学習、実践講座と、ボランティア団体等が独自に実施する講座を、継続して実施するとともに、森づくり活動の担い手となる人材の発掘や育成のため、森林整備技術の向上や安全管理知識の習得を目的とした講座などを開催しています。



▲体験講座



▲学習講座



▲実践講座

○香川の森づくり活動レベルアップ講座



▲環境教育コース



▲森林整備コース

3 かがわ「里海」づくり推進事業

「里海」とは、海域・陸域を一体的に捉え、人が適切に関わることにより、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、水産資源だけでなく、景観、憩いの場、食文化、観光など多くの恵みを受用できる「豊かな海」のことです。本県では、県全域が瀬戸内海の流域であることや、県土がコンパクトで人の暮らしと海が近いという特徴を生かし、山・川・里（まち）・海を一つのエリアとして捉え、全県域を対象として「美しい海」、「生物が多様な海」、「交流と賑わいのある海」の3つで構成する「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざして、県民の皆さんや関係者と連携・協働しながら、香川らしい「里海」づくりを進めていきます。

「里海」づくりでは、多様な主体の参画のもと、施策を個別に捉えるのではなく、山・川・里（まち）・海のつながりを考えながら、総合的な施策展開を図ります。



《令和4年度の主な取組み》

ア) かがわ里海大学の運営

里海づくりに求められる人材育成を目的とした「学びと交流の場」として、平成28年4月に開校したかがわ里海大学では、より多くの県民が里海大学の講座に関心を持ち、継続的な学びや多様な学び方ができるように講座運営を行っています。今年度も、各講座の学びの位置付けを三つのレベル体系とし、スタートアップ12講座、ステップアップ13講座、スキルアップ5講座の計30講座を開講するほか、かがわ里海大学の講座をベースに、受講を希望する各種の団体の要望に柔軟に対応した「オーダー講座」も14回程度開催する予定です。

また、これまで養成してきた人材を講座の講師やアシスタント等に登用し、活躍の場を広げるほか、修了者同士の交流の場「かがわ里海倶楽部」では、引き続き会員の募集を行いながら、さまざまな活動を通して交流を促進し、香川らしい里海づくりを進めていきます。



▲四国水族館で学ぶSDGs講座



▲オーダー講座（海ごみ学習）

イ) 情報発信ネットワーク化

理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやフェイスブック、新聞などのメディアを活用した広報、セミナーやシンポジウム、パネル展開催などの県民が参加できるイベントを通じて、積極的に情報発信を行います。

また、多くの子どもたちや保護者に里海を身近に感じる契機としてもらえるように、香川県内在住の小学生を対象に「かがわ『里海』づくり絵日記コンテスト」を引き続き開催します。

さらに、企業や団体の社会貢献活動として、里海づくりの活動の定着とさらなる拡大を図るため、企業向けの相談窓口を設けており、職員が「里海コンシェルジュ」となって、企業などの活動とフィールドを支える地域の活動のマッチングや、地域と企業の里海活動の連携を支援します。

URL 「かがわの里海づくり」

Web ページ : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/satoumi/kfvn.html>

Facebook : <https://www.facebook.com/satoumi.kagawa>

Instagram : https://www.instagram.com/kagawa_satoumi/

《関連事業》

ア) 海ごみ対策推進事業

里海づくりに当たっての重要課題の一つである「海ごみ」については、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に、漁業者・市町（内陸部を含む）・県の協働による全国初の取組みとして実施してきた「香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム」や、山・川・里（まち）・海のすべてを対象とする県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」（令和4年度は10月23日から15日間開催）など、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進しています。

昨年7月には、かがわ里海大学の「海ごみリーダー養成講座」を修了し、海岸漂着物の重要性について住民の理解を深める等の活動に取り組んでいる13名の海ごみリーダーの方を、海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物対策活動推進員」として委嘱していることから、今年度は、海ごみの発生抑制のための啓発プロモーションとして、海ごみリーダーの活動を知り、一緒に海岸清掃に参加することで、海ごみについて考えるきっかけとしてもらう取組みを行います。

また、近年は、海洋プラスチックごみが国際的にも大きな問題となっていることから、今年度も、昨年度に引き続き、県内海岸において県民参加によるマイクロプラスチックの実態調査を行うほか、環境保健研究センター内に設置している「ウミゴミラの海ごみ研究室」では、7月、8月にマイクロプラスチック等をテーマとして、小学生を対象にミニ講座と自由研究などの相談教室を開催するなど、生活から出るプラスチックごみが、川などを通じて海洋を汚染している現状を広く知っていただくための啓発活動を引き続き行います。



▲ウミゴミラの海ごみ研究室

令和2年12月から、瀬戸内4県と（公財）日本財団で実施している共同事業「瀬戸内オーシャンズX」では、ごみが集中して散乱する箇所（ホットスポット）を踏まえた回収活動や、アクセスが困難な海岸に漂着したごみ対策、海ごみの原因となる生活ごみ等の発生を抑える資源循環型の社会づくりなど、4県が連携して共通の課題に取り組んでいるほか、各県が独自に抱える課題の解決に向けた「地域モデル事業」もそれぞれ進めています。本県では、高松市内の「摺鉢谷川・高松漁港エリア」で、県・市、香川大学、地元コミュニティ・ボランティア団体、漁協など関係者が参加する「海洋プラスチック・ゼロ会議」を立ち上げ、令和4年3月にキックオフ清掃イベントを開催しました。今年

度も、海洋プラスチック問題の解決に向け、活動を行っていきます。



▲キックオフ清掃イベント
海ごみゼロチャレンジ in 高松漁港

イ) 里山・竹林資源地域循環利用促進事業

里山の再生を図るため、放置された竹林や広葉樹林の伐採や木質バイオマスの利用促進など、里山の整備・保全から竹林資源をはじめとする里山資源の利活用までの総合的な取組みを進めます。

◆ 里山・竹林資源地域循環利用促進事業

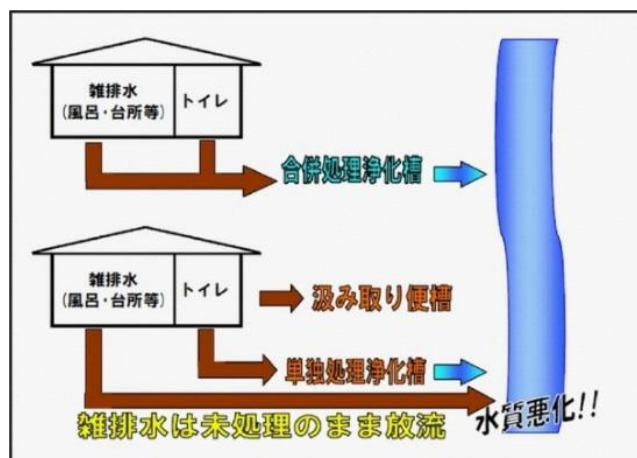
森林所有者等が里山資源を活用し、薪生産等に取り組んでいる地域において、地域協議会等が行う活動などを支援し、里山資源活用の拠点づくりを推進します。

ウ) 生活排水対策重点事業

県内海域の水質は、富栄養化の指標である窒素やリンの環境基準を達成しているものの、有機汚濁の指標であるCODの環境基準の達成率が低い状況にあります。CODについては、生活排水が、その大きな汚濁原因となっていることから、生活排水対策を重点的に行うことにより、川や海の水質改善を図ります。

生活排水処理施設の整備については、市町と連携し、令和7年度を目標年次とする「第4次香川県全域生活排水処理構想」に基づき、効率的・計画的な整備を推進します。

また、中山間地域の多い本県では、生活排水の処理において、浄化槽が大きな役割を担っていることから、浄化槽の法定検査受検率を向上させるとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽から生活排水（し尿と生活雑排水）をあわせて処理する合併処理浄化槽への転換を促進します。



4 自然公園等保護・利用促進事業

瀬戸内海国立公園の概要



「世界の宝石」とも称される瀬戸内海国立公園は、雲仙や霧島とともに、昭和9年3月16日に、我が国で最初の国立公園の一つとして、本県の備讃瀬戸を中心とする地域が指定され、平成26年3月16日に80周年を迎えました。

現在の国立公園の範囲は、大阪府・和歌山県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・福岡県・大分県の1府10県にまたがり、海域を含めると日本一広大な国立公園で、その最大の特色は、大小1,000あまりの島々で形成された内海多島海景観です。

また、瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、島々の段々畑や古い港町の家並などの人文景観が特徴となっています。

《令和4年度の主な取組み》

ア) 瀬戸内海国立公園等魅力向上事業

① 公園利用施設の国際化対応・老朽化対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内を訪れる外国人が激減している状況ではありますが、新型コロナウイルス終息後における訪日外国人の瀬戸内海国立公園等への受入環境を整備するとともに、利用者に安全で快適な利用環境を提供することが必要です。

このため、本県では、国の交付金を活用し、令和2年度から5年間を対象とする新たな計画を策定し、公衆トイレの洋式化やバリアフリー化、案内標識・情報提供施設の多言語表記化、荒廃・破損した歩道の再整備など、公園利用施設の国際化対応や老朽化対策を進めています。

5 脱炭素・地球温暖化対策事業

地域の脱炭素を図るための施策としては、家庭や事業所総ぐるみの省エネ県民運動を展開し、年間を通じた各種普及啓発を実施するなど、これまでも家庭や地域における省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入を促進しています。

しかし、地球温暖化を防止するためには、これまで以上に行政と県民、事業者が連携・協働して温室効果ガスの排出の削減に取り組み、地域の脱炭素化を推進する必要があります。

そのため、県では、県、市町、産業・金融・運輸・エネルギーなど各分野の主要団体、学識経験者で構成する「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、行政、県民、事業者が一体となり、さまざまな脱炭素施策を実施することで、2050年のカーボンニュートラルの実現をめざすこととしています。

《令和4年度の主な取組み》

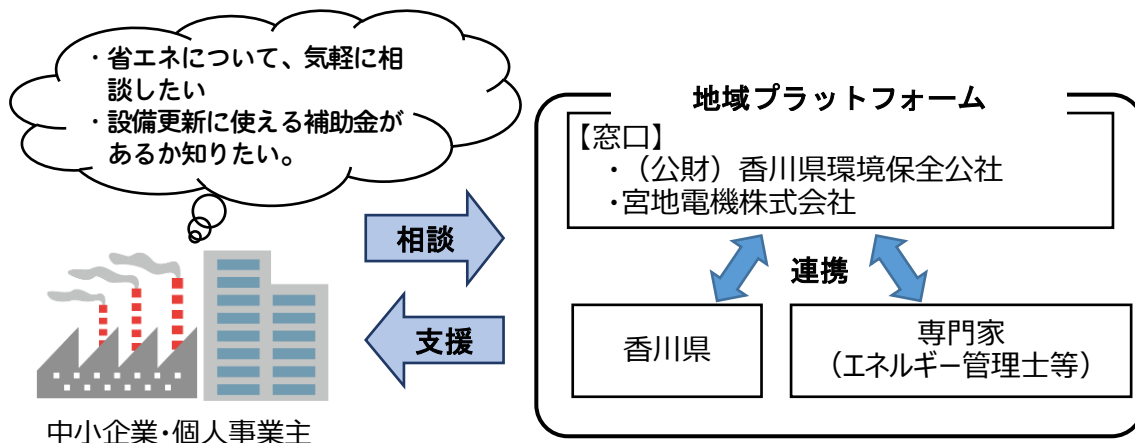
ア) かがわ省エネ節電所の実施、省エネ家電の買替促進

家庭や事業所での省エネ・節電の取組みの効果を「見える化」することを目的に開設しているウェブサイト「かがわ省エネ節電所」では、省エネ家電の普及による家庭の省エネを促進するため、「省エネ家電替えドクキャンペーン」を実施しています。また、ウェブサイトやチラシを活用し、家電の省エネルギー性能や省エネラベリング制度について、年間を通じた広報を行っています。



イ) 中小企業向け省エネ相談地域プラットフォームの実施

中小企業等の省エネルギーへの取組みを促進するため、経済産業省補助事業を活用して(公財)香川県環境保全公社に「香川県省エネ相談地域プラットフォーム」の窓口を平成29年度から開設し、支援を行っています。令和4年度は、宮地電機株式会社も窓口として加わり、省エネルギーを進めたいと考えている中小企業等に対し、エネルギーの専門家等を派遣し、エネルギー使用の現状把握や課題の洗い出し、省エネルギーの取組みに係る計画策定、設備の運用改善支援および設備更新支援など、段階に応じたきめ細かな支援を行います。中小企業等において、新型コロナウイルス感染症対策と省エネルギーの取組みの両立が図られるよう、実情に応じた専門的な助言等による支援を実施します。



ウ) ゼロカーボンシフト支援事業

県内事業者の温室効果ガス排出抑制への計画的な取組みを一層促進するため、事業者の効果的な地球温暖化対策計画の策定を支援するとともに、金融機関との連携による事業者の環境配慮型の設備投資の促進、専門相談体制の確保を図ります。

① 事業者計画書制度推進事業

「香川県生活環境の保全に関する条例」により地球温暖化対策計画の策定が必要な年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所を県内に保有する事業者を対象に、エネルギー管理士等の現地調査による助言を行っています。

② 地域ESG（環境配慮型）設備投資促進事業

県内金融機関、エネルギー管理士等の専門家等とコンソーシアムを組織し、環境配慮型設備投資に係る知見・情報を共有するとともに、県内事業者へ必要な調査・評価を行う専門家派遣を支援します。

③ 専門相談体制確保事業

（公財）香川県環境保全公社に専門相談窓口を設置し、再エネ、環境配慮型の設備投資、補助金手続等に関する専門相談体制を確保（事案に応じエネルギー管理士等の外部の専門家を派遣）します。

④ かがわ脱炭素促進事業者表彰事業

先進的な脱炭素設備の導入や、創意工夫を凝らした省エネの実践等により、CO₂排出量を削減する優れた取組みを行った事業者を表彰します。

エ) 気候変動適応策検討事業

香川県気候変動適応センターにおいて、国立環境研究所との共同研究により、暑さ指数(WBGT)の観測を行い、本県の気象学的特徴を考慮した熱中症予防策の検討につなげるとともに、環境省委託事業を活用し、農業分野をはじめとした地域特有の気候変動影響や適応策に関する情報の収集、整理やホームページなどによる情報発信を行っています。

また、令和元年度から引き続き、庁内関係部局からなるWGにおいて、本県における適応策の検討を庁内横断的に行っています。

オ) かがわエコオフィス推進事業

県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、県有施設におけるESCO事業の活用検討や照明設備のLED化による施設・設備の省エネルギーの推進、太陽光発電設備整備事業による再生可能エネルギーの導入拡大など、「かがわエコオフィス計画（第6次）」に沿って、積極的かつ重点的に取組みを進めます。

カ) 緑のカーテン普及促進の取組み

令和2年度をもって「かがわ緑のカーテンコンテスト」を廃止し、令和3年度から育成方法等の情報発信を行うとともに、参加者間の情報交換の場としても活用できるよう、「かがわ緑のカーテン」のインスタグラムを運用しています。また、大内小学校放課後児童クラブ、みとよSDGs推進パートナー及び多度津高校と連携して、各団体が育成した緑のカーテンの成長の様子などを発信することによって育成者の増加を図る取組みを行っています。

さらに、3市4町において「巡回パネル展」を、4市3町において「育成講習会」を行い、市町と連携して、家庭や公共施設等での緑のカーテンの取組みを促進しています。



6 循環型社会づくり推進等事業

《令和4年度の主な取り組み》

ア) 食品ロスの削減につながるスマート・フードライフの提案

環境負荷を低減し、持続可能な社会へ転換するためには、なるべくごみを出さないようにすることが重要です。日本で年間約522万t発生している食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品であるため、一人ひとりが食べ物を無駄にしないように心掛けることで減らせるものです。

そこで、食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい「スマート・フードライフ」と名付けて、家庭での取り組みが進むよう、推進キャラクター「たるる」を活用した広報を行うとともに、出前講座や料理教室、市町での出前イベントなどで直接県民の皆様に積極的な啓発を行っています。

これまでの家庭向けの啓発に加え、令和2年度に創設した「かがわ食品ロス削減協力店制度」や「かがわ食品ロス削減大賞」による家庭や団体での優れた取り組みの紹介・PRのほか、令和3年度からSNSを活用し、若年層やファミリー層、県内の事業者を主な対象とした情報発信に取り組んでいます。

このほか、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて、必要としている福祉団体や施設などに寄付するフードドライブの情報発信や啓発用品の貸出しなどによる支援を行っています。

URL SNS「3Rかがわ」

Twitter : https://twitter.com/3R_kagawa/

Facebook : <https://www.facebook.com/3Rkagawa/>

Instagram : https://www.instagram.com/3r_kagawa/



▲推進キャラクター「たるる」

イ) プラスチックごみの削減

プラスチックは、私たちの生活に欠かせない素材である一方で、地球規模の資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題など、SDGs（持続可能な開発目標）でも対応が求められている国際的な課題です。

これらの課題を解決するためには、使い捨てプラスチックの過剰な使用の削減や代替素材への転換などによる発生抑制（リデュース）、プラスチック使用製品などのリユース、リサイクルに向けた事業者の主体的な取り組みとともに、消費者のライフスタイルの変革を促すことが必要です。

そのため、事業者の取り組みを促すとともに、県民一人ひとりのプラスチックごみ減量化への意識向上を図るため、令和3年度に創設した「かがわプラスチック・スマートショップ」認定制度によって認定・登録した、プラスチックごみの削減に取り組んでいる小売店や飲食店などのPRに加えて、日常生活での消費活動を通じた効果的な啓発ができるように各登録店舗への支援に取り組みます。



ウ) 災害廃棄物処理体制の充実・強化

東日本大震災以降も激甚な災害が全国で発生しており、南海トラフを震源とする地震についても、今後30年以内の発生確率が70%から80%と、いつ発生してもおかしくない状況にあり、こうした大規模災害発生時には、迅速かつ適切な災害対応が求められています。

災害の都度、災害廃棄物の処理が課題となる中、初動体制を確立し、対応力向上を図るため、県、市町、一部事務組合で構成する「香川県災害廃棄物対策連絡協議会」において、仮置場の設置・運営に係る研修や実地訓練を行い、県、市町、一部事務組合、災害廃棄物処理等に関する協定締結団体との連携体制の充実・強化を図ります。

また、国や四国4県等で構成する「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」において、広域で連携した災害廃棄物対策事業に取り組みます。



▲災害廃棄物処理広域訓練（実地訓練）

7 産業廃棄物処理対策事業

《令和4年度の主な取組み》

ア) 不法投棄や野外焼却対策の強化

大規模な不法投棄などは減少しているものの、河川、海岸、山間などへの不法投棄や野外焼却は依然として後を絶たない状況にあり、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、市町や関係機関と連携し、不法投棄や野外焼却に対する監視指導などを充実させる必要があります。

そこで、廃棄物対策課と県内4地域の出先事務所に設置した指導監視機動班を中心に、廃棄物処理業者や不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの合同パトロールや、不法投棄が行われやすい夜間や休日のパトロールを実施し、不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。

また、廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、不法投棄の早期発見を目的とした協定を民間団体と締結し、「不法投棄監視中」のステッカーを車両に貼り付けて走行してもらうなど、不法投棄防止のためのさまざまな取組みを進めます。

さらに、市町や県警察など関係機関との連携を密にして、不適正事案の早期発見・早期対応を図ります。

イ) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物については、「香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って、関係行政機関やPCB廃棄物処理業者などと連携しながら、保管事業者等に対し、適切な保管や処分期間内の処分の徹底を推進します。

また、PCB廃棄物の保管や処分に係る届出状況を的確に把握し、公表するとともに、パンフレットやホームページなどを活用して、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及や意識の向上を図ります。

8 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業

《令和4年度の主な取り組み》

豊島廃棄物等の処理については、平成29年3月28日に廃棄物等の豊島からの搬出を終え、6月12日に直島での処理を完了し、さらに平成30年1月以降、豊島処分地において新たに見つかった廃棄物の処理についても、令和元年7月にすべて完了しました。

一方、令和3年7月に処分地全域での地下水の排水基準を達成しており、これを受けて処分地の北海岸に設置していた遮水壁や高度排水処理施設などの施設の撤去を完了しています。

令和4年度は、環境基準の達成に向けて地下水の浄化を進めるとともに、国の財政支援が受けられる令和5年3月末までに、関連施設の撤去や処分地の整地を完了するよう取り組んでおり、引き続き、安全と環境保全を第一に全力で取り組んでいきます。

ア) 地下水の浄化

令和3年7月に処分地全域での排水基準の達成が確認されたことから、環境基準の達成に向けて、局所的な汚染源のさらなる浄化を図る追加的浄化対策を実施するとともに、この対策の終了後は、地下水のモニタリングを続けながら、処分地への雨水の浸透などによる自然浄化により地下水の浄化を進めていきます。

イ) 関連施設の撤去、処分地整地

豊島専用栈橋など、目的を達した関連施設から順次、撤去するとともに、処分地の整地にも取り組み、令和4年度末までに当該工事を完了する予定です。

9 生物多様性保全活動推進事業

《令和4年度の主な取り組み》

令和2年度に作成した「香川県レッドデータブック 2021」と「香川県侵略的外来種リスト 2021」の調査結果に基づく生物多様性保全活動を推進します。

また、香川の貴重な標本等を展示する企画展を開催し、生物多様性の保全に関する普及啓発を行います。

ア) 生物多様性保全活動の推進

香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。

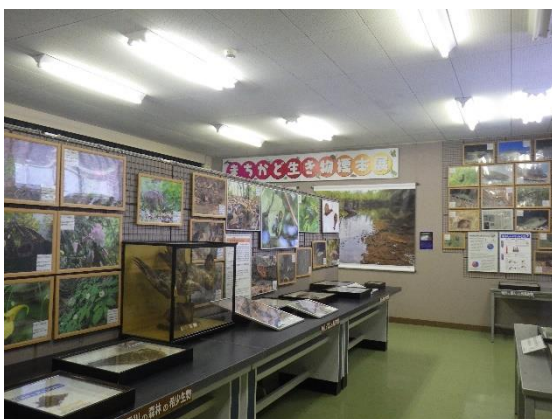
イ) 侵略的外来種防除対策指針の作成

香川県侵略的外来種リスト掲載種のうち、総合的に対策が必要と判断された種について、現地調査および過去の文献調査結果等や優先度を踏まえて、種別に防除対策指針を作成します。

ウ) まちかど生き物標本展およびフィールド講座の開催

香川の子どもたちに、地域の身近な生き物や自然の素晴らしさ、面白さを体感できる機会を提供し、生き物や自然を守っていくことの大切さを啓発するため、「かがわの生き物の世界ー希少野生生物の今がわかるー」をテーマに、ことなみ未来館、飯山総合学習センター、ひとの駅さんぼんまつ、香川県立文書館で、身近に生息する「陸貝」、「昆虫」、「鳥類」を標本やパネルで紹介する「まちかど生き物標本展」を開催します。

また、自然や生き物とのつながりをテーマに、7月31日に公渕森林公園で、9月18日にことなみ未来館で、10月9日に大滝大川県立自然公園センターで、体験を通して、命のつながりや環境の大切さを学ぶフィールド講座を開催します。



▲まちかど生き物標本展



▲フィールド講座

10 野生鳥獣総合対策事業

近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣において、急速な生息数の増加と生息範囲の拡大が生じており、生活環境、農林水産業および生態系に係る被害が深刻な状況にあります。特に、イノシシについては、農作物被害のみならず、市街地周辺への出没が多発し、人身被害等が発生するなど状況が深刻化しています。

そこで、野生鳥獣による生活環境被害や農林業被害に総合的に対処するため、市町が実施する市街地周辺での侵入防止柵の設置等の支援に加え、市街地等に出没するイノシシについて、市町の要望に基づいた県の捕獲事業を実施するほか、将来にわたって捕獲の担い手を確保するための人材育成事業等を実施しています。



《令和4年度の主な取り組み》

ア) 有害鳥獣総合対策事業

有害鳥獣による生活環境および農林業被害を防止するとともに、イノシシ等の市街地への侵入を防止するため、市町が実施する市街地周辺での捕獲や侵入防止柵の設置、捕獲資機材の整備の支援を行います。

イ) イノシシ被害未然防止緊急対策事業

イノシシによる人身被害を未然に防止するため、イノシシの出没が多発している市街地周辺等において、ICT捕獲システムを導入した捕獲を実施します。

ウ) アライグマ・ヌートリア等防除支援事業

平成22年度より特定外来生物であるアライグマやヌートリア等の生息範囲の拡大や被害の甚大化を防止するため、防除実施主体である市町に対し、捕獲・個体処分等に要する経費の支援を行うほか、防除従事者養成講習会を開催します。

エ) 特定鳥獣等個体群管理推進事業

令和4年3月に策定した、令和9年3月末までの5年間を計画期間とする「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、市町が実施する有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺等において、県の捕獲事業を重点的に実施するほか、将来にわたって捕獲の担い手を確保するため、人材育成事業等を実施します。

① 指定管理鳥獣捕獲等推進事業

市町が実施する有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺や島しょ部などにおいて、県の捕獲事業を重点的に実施します。

② 狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業

捕獲活動の担い手である狩猟者を確保・育成するため、狩猟に興味のある若者等を対象に狩猟の魅力を体感できる狩猟フィールド体験入門講座の実施や、狩猟初心者等を対象としたイノシシ捕獲技術講習会を実施します。

11 新たな森林管理システム推進等事業

《令和4年度の主な取組み》

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため、森林資源状況の把握など市町の事業実施体制や技術的な支援をするとともに、森林を適切に経営・管理するため、「意欲と能力のある林業経営体」の育成を図り、森林経営管理法に基づく、「新たな森林管理システム」の円滑な運用に努めるなど、各種施策に取り組んでいます。

ア) 新たな森林管理システム推進事業

森林経営管理法に基づく「新たな森林管理システム」を円滑に運用するため、市町職員や「かがわ森林アドバイザー」に対して現場研修やICT等を活用した森林整備計画等の策定支援を行うほか、市町の森林・林業行政を推進する人材や「意欲と能力のある林業経営体」を育成するための研修等を実施するとともに、登録・公表及びマッチングを行っています。



▲ 林業現場技能者育成研修

イ) 森林GIS管理事業

民有林の資源等の調査を実施するとともに、航空レーザ計測による森林資源状況の解析等を行っています。

12 治山・林道・造林事業

《令和4年度の主な取組み》

山地災害の未然防止・軽減や水源のかん養、生活環境の保全を図るため、山地災害危険地区における治山施設の整備等に取り組むとともに、森林施業の効率化及び山村地域の振興を図るため、林道の整備を推進します。また、水源かん養や県土保全をはじめ、木材生産、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的な機能の維持・向上や里山の再生を図るため、造林事業により森林所有者等による植栽、間伐等の森林整備を促進します。

ア) 治山事業

台風などの風水害の頻発化・激甚化も懸念されるなか、危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めています。また、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などにも取り組んでいます。

イ) 林道事業

県では、中讃南部地域の路網整備の幹線として、林道琴南財田線の整備等を行っています。また、市町が実施する林道の開設・改良・舗装等に要する経費に対し補助を行い、林道の整備を推進しています。

ウ) 造林事業

国庫補助造林事業や離島振興造林事業により、植栽、除間伐等の森林整備に取り組む森林所有者等を支援するとともに、森林・竹林整備緊急対策事業により、国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備や放置竹林対策、ナラ枯れ対策、間伐材の搬出等に取り組む森林所有者等を支援しています。

13 県産木材の供給と利用促進事業

《令和4年度の主な取組み》

第41回全国育樹祭の開催を契機に制定された、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」が平成30年4月から施行されました。

そこで、関係者と連携して県産木材の安定供給に向けた取組みを推進するとともに、県産木材の認知度を高め、利用を一層促進するため、さまざまな施策を実施しています。

ア) 県産木材供給促進事業

県産木材の供給を促進するため、搬出間伐への補助率を上げて、間伐材の搬出を支援しており、今年度からは新たに、これまで補助対象でなかった60年生を超える人工林の搬出間伐についても支援を始めました。また、高性能林業機械の導入を進め、搬出間伐の効率化を促進しています。

このほか、木材の伐採から加工までの川上・川中・川下の効果的な連携を図り、需給のマッチング等を検討するための連絡会を定期的で開催しています。



イ) 県産木材利用促進事業

① かがわ県産ひのき住宅助成事業

県産木材の民間住宅での利用を進めるため、県産ヒノキ材を利用した住宅の施主に対して、その利用量に応じて、購入経費の一部を補助しています。

② 木とふれあう空間整備支援事業

民間施設での県産木材の利用を進めるため、飲食店や病院などの施設で県産木材を利用した場合、100万円を上限に、県産木材の購入経費の1/2を補助しています。

③ 木づかい・木育推進事業

木と触れ合い、木の良さを体験してもらうため、たくさんの木のオモチャで遊べる「モクモクおもちゃ広場」を香川用水記念公園などで開設します。

14 大気・水環境保全事業

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が設定されており、法令に基づき、本県の環境状況を常時監視してホームページ等で情報提供するとともに、工場・事業場等に対する排出規制を行っています。

《令和4年度の主な取組み》

大気環境の保全では、光化学オキシダントによる健康被害を未然に防止するため、監視・連絡体制を強化した夏期対策を実施しており、一定の濃度レベルに達した場合には、予報・注意報等を発令しています。また、石綿が使用された建築物等の解体が令和10年頃にピークを迎えると言われており、大気汚染防止法に基づく建築物解体等に伴う石綿の飛散防止の規制を行っています。

水環境の保全では、水質汚濁の防止を図る観点から、河川や海域において水質の常時監視を実施しています。また、総量削減計画に基づく水質汚濁物質の削減、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴う栄養塩類管理計画の策定の検討を進めます。

ア) 青い空保全推進事業

大気汚染防止法に基づき、県内20地点に常時監視測定局を設置し、大気の汚染の状況を把握・公表するとともに、工場・事業場に対する指導監視を行っています。

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、予報・注意報等を発令し、県民へ迅速に周知するとともに、協力工場に対して、施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、汚染濃度の低減に努めます。

イ) 石綿対策推進事業

大気汚染防止法では、令和4年4月から、一定規模以上の解体等工事における事前調査結果の報告を義務付けており、令和5年10月からは「必要な知識を有する者」による事前調査の実施が必要となることから、関係事業者への周知・指導を行っています。また、災害発生時には、石綿含有建築材料を使用した建築物等の倒壊・破損による環境への影響を把握するため、石綿の大気中濃度等の測定（環境モニタリング）が必要となることから、必要な資機材を平時から備えておきます。

ウ) 瀬戸内海水質保全対策事業

水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を作成し、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、常時監視を行うとともに、工場・事業場に対する指導監視を行っています。

閉鎖性海域である瀬戸内海の水質保全対策を推進するため、第9次総量削減計画を策定中であり、引き続き、化学的酸素要求量（COD）や窒素、リンの削減に取り組みます。

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正で、「栄養塩類管理制度」が新たに創設されたことから、瀬戸内海全体の水質を管理する水質総量削減制度との調和・両立や、本県の漁業形態等を考慮した適用方法などについて、国や関係者等と十分に調整しながら、栄養塩類管理計画の策定について検討を進めていきます。

